

JT-I257

付加サービス情報転送付加サービス

[Additional Information Transfer Supplementary Services]

第3版

1996年4月24日制定

社団法人

情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1. 国際勧告との関連

本標準は、1995年10月ITU-Tにおいて勧告化が承認されたITU-T勧告I.257.1に準拠している。

2. 上記国際勧告に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし

2.2 ナショナルマター項目

なし

2.3 上記国際勧告より削除した項目

なし

2.4 その他

(1) ITU-T勧告の章立て構成比較表

ITU-T勧告	本標準
I.257.1	[]

3. 改版の履歴

版数	発行日	改版内容
第1版	平成元年4月28日	制定
第2版	平成5年4月27日	1992年8月に加速勧告化手続きにより承認されたITU-T勧告I.257.1に対応する標準を追加する。
第3版	平成8年4月24日	1995年10月ITU-Tにおいて、勧告化が承認されたITU-T勧告I.257.1の改版に対応する標準を改版する。

4. 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧いただけます。

5. その他

(1) 参照している勧告、標準等

TTC標準： JT-I210

ITU-T勧告： I.112、I.257.1、Q.9

目 次

概 要	1
〔 I 〕 ユーザ・ユーザ情報転送（UUS）	2
1. 定義	2
2. 解説	2
2.1 概要	2
2.2 特殊用語	3
2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	4
3. 手順	4
3.1 サービス提供／取消	4
3.2 通常手順	4
3.3 例外手順	7
3.4 代替手順	7
4. 課金のための網機能	7
5. 相互接続での要求条件	7
6. 他の付加サービスとの相互作用	8
6.1 課金情報通知	8
6.2 保留	8
6.3 コールトランスファ	8
6.4 コールウェイティング	8
6.5 閉域接続	9
6.6 再呼出し	9
6.7 会議	9
6.8 着信転送	10
6.9 ダイレクトダイヤルイン	11
6.10 通信中ベアラ切替え	11
6.11 ISDNフリーフォン	11
6.12 代表	11
6.13 悪意呼通知	11
6.14 優先割り込み	11
6.15 複数加入者番号	11
6.16 名前通知	11
6.17 番号通知	12
6.18 発信規制	12
6.19 着信課金	12
6.20 サブアドレス	12
6.21 私設番号計画サポート	12
6.22 端末移動	12
6.23 ユーザ・ユーザ情報転送	12
7. 動的記述	12
付属資料A：UUSと着信転送サービス間の相互作用	16

概 要

本標準の目的は、TTC標準JT-I 210で与えられる方法を利用して、ITU-T勧告I. 130で規定された方法のステージ1のサービス記述を提供することである。

付加サービスは、文章による定義、解説（ステップ 1.1）および動的記述（ステップ 1.3）によって記述される。ITU-T勧告I. 140で規定される属性による記述法の本標準への適用は、今後の検討課題である。

本標準は、以下の付加情報転送付加サービスを記述している。

JT-I 257 [I] ユーザ・ユーザ情報転送 (UUS)

[I] ユーザ・ユーザ情報転送 (U U S)

1. 定義

ユーザ・ユーザ情報転送 (U U S) は、 I S D N ユーザが他の I S D N ユーザとの間で信号チャネルを通して、限定された量の情報を送受信するサービスである。

注) これらの手順は回線交換テレコミュニケーションサービスにおけるユーザ・ユーザ情報 (U U I) 転送にのみ適用される。その他の呼種別 (例えば、パケットベアラサービス) に対応した U U I 転送に許される手順は、今後の検討課題である。

2. 解説

2.1 概要

U U S サービスは、基本アクセスまたは一次群アクセスを経由してネットワークに接続されたユーザに適用される。

U U S サービスは、ユーザ・網インタフェース間で限定された量のユーザからの情報を送受信することができる。網はこの情報をトランスペアレントに伝送する (すなわち、内容の修正なしに)。通常、網はこの情報で判断したりこの情報に基づいて起動することはない。

ユーザは、ユーザが加入したサービスに対応する呼のいろいろなフェーズの中で U U I を転送できる。これらのサービスは、以下の通りである。

ー サービス 1 :

呼の発信中および呼の終了の間に U U I を送受信することができる。

着信ユーザにおけるポイント・マルチポイント構成の場合、U U I の転送には次の制限を適用する。

- ー 順方向において、呼の発信に対する要求の一部としてのみ、または呼の終了に対する要求の一部としてのみ、発信ユーザが U U I を送信することができる。発信ユーザが接続の確立前に呼を終了した場合、その呼に対する通知表示を行った端末には U U I のみを伝達する。
- ー 逆方向において、着信ユーザが呼に対する通知表示で発信ユーザへ U U I を送信することができる。この場合、コンテンションの回避は着信ユーザの責任である。また、呼の応答時にも着信ユーザが U U I を送信できる。
- ー 着信ユーザが呼を拒否し、網が着信ユーザから拒否を 1 つでも受信した場合には、拒否の理由と付随した U U I (もしあれば) を発信ユーザに送出する。
- ー 着信ユーザから複数の拒否を網が受信し、拒否に対する同種の理由がある場合には、拒否に対する理由に基づき、網は最初に受信した最も高優先の拒否を選択する。網は選択された拒否の理由と付随した U U I (もしあれば) を発信ユーザに送出する。

ー サービス 2 :

着信ユーザからの呼に関する通知の表示を発信ユーザが受信後で接続の確立前に U U I を送受信することができる。着信ユーザが呼を受信する前に発信ユーザが送信した U U I は、サービス提供者オプションとして、呼の設定後に着信ユーザへ伝達される。

サービス 2 は着信ユーザ側においてポイント・ポイント構成となった場合にのみ適用される。

ー サービス 3 :

コネクションの確立中にのみ UUI を送受信できる。

サービス 1、サービス 2 および サービス 3 はメッセージ当たり 128 オクテットの転送が可能である。

注) 暫定的な期間において、いくつかのサービス提供者ではサービス 1 に対して 32 オクテットのみの UUI の転送を提供する。

サービス 3 の場合には、時間当たりのメッセージの数にも制限がある。メッセージ・フロー制御は各方向別に独立に作用する。

2.2 特殊用語

UUI - ユーザ・ユーザ情報 :

UUS サービスで転送される情報

ポイント・ポイント構成 :

着信呼に対し複数の応答が発生し得ないユーザ環境

ポイント・マルチポイント構成 :

着信呼に対し複数の応答が発生し得るユーザ環境

サービス対象ユーザ :

UUS サービスが提供されているユーザおよび UUS サービスの活性化を要求したユーザ

リモートユーザ :

UUS サービスの活性化に対する要求を受けるユーザ

明白な要求 :

ユーザが UUS サービスの活性化を要求した時に、UUS サービスが明白に要求されたものとみなされる

暗黙の要求 :

UUS サービスに対する明白な要求を生起しない時、および呼の発信時にユーザが UUI を送出する時に、UUS サービスが暗黙のうちに要求されたものとみなされる

「UUS 希望」要求 :

UUS サービスに対する要求が受理できない場合にも、発信呼が継続される要求

「UUS 必須」要求 :

UUS サービスに対する要求が受理できない場合には、発信呼が拒否される要求

基本アクセス :

ITU-T 勧告 Q. 9, a1, definition 1551 参照

着信ユーザ :

(発信ユーザにより発信された) 着信呼を受け取ったユーザ

発信ユーザ :

呼を発信する、または発信したユーザ

サービス統合デジタル網 (ISDN) :

ITU-T 勧告 I. 112, a2.3, definition 308 参照

サービス 1 :

呼の発信中および呼の終了の間に UUI を送受信できる UUS サービスの形式

サービス 2 :

着信ユーザからの呼に対する通知表示を発信ユーザが受信後で接続の確立前に UUI を送受信できる UUS サービスの形式

サービス 3 :

接続の確立中にのみ UUI を送受信できる UUS サービスの形式

付加サービス :

TTC 標準 JT-I 210 2.4 参照

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

制約は JT-X 31 パケットモードベアラサービスおよびその将来のエンハンスに基づいたテレコミュニケーションサービスにのみ適用される。

3. 手順

3.1 サービス提供/取消

UUS サービスはサービス提供者との間で事前に取り決めの後、ユーザに提供される。リモートユーザに対する加入契約は不要である。

サービス提供者オプションとして、以下の 1 つまたはいくつかの組み合わせを提供する。

- 暗黙の要求を行うサービス 1、または明白な要求と暗黙の要求を行うサービス 1
- サービス 2
- サービス 3

サービスの取消は加入者の要求またはサービス提供者の理由により行われる。

サービス提供者オプションとして、サービスの取消はサービス対象ユーザに提供のサービス単位個々に、または全サービスをまとめて行われる。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性/非活性/登録

UUS サービスは、以下の場合に活性化される。

- 暗黙に要求された場合 (サービス 1)
- 明白に要求され (サービス 1、サービス 2、サービス 3)、リモートユーザが受理した場合

サービス対象ユーザの UUS サービスへの加入契約とサービス提供者による UUS サービスの開始によって、暗黙のサービス 1、明白なサービス 1、サービス 2 およびサービス 3 は個別にまたは任意の組合せで活性化できる。暗黙のサービス 1 と明白なサービス 1 は同時に活性化することができない。

一度、サービス (すなわち、サービス 1 および/またはサービス 2 および/または/サービス 3) が活性化されると、網は活性化されたサービスに従って当該呼上のユーザから UUI を受理する。

UUS サービスの登録は不要である。

3.2.1.1 サービス 1

UUI 転送がいずれかの方向で必要な場合、発信ユーザが呼の発信時にサービス 1 を要求する。

サービス 1 は暗黙の要求または明白な要求によって活性化できる。呼の発信時に UUI が含まれている場合、サービス 1 は暗黙に要求される。サービス対象ユーザには明白な要求に対する明白な応答 (受理または拒否) が通知される。明白な要求には UUI を含めることができる。

サービス 1 が明白に要求された場合、網はその要求をリモートユーザに通知する。網はリモートユーザの UUS サービスの有効性に対して問い合わせを行う。リモートユーザから応答がない場合、網は UUS サービスに対する要求の拒否として受け取る。要求されたサービスの活性化が成功したか否かを、網はサービス対象ユーザに明白に表示する。

サービス 1 が明白に要求された場合、リモートユーザは UUS サービス要求の受理応答に UUI を含めることができる。

サービス 1 が暗黙に要求された場合、サービス 1 はその呼に対して活性化される。すなわち、リモートユーザは暗黙の要求に対して応答を返す必要がないが、その呼の応答中に（例えば、ユーザ・ユーザネゴセッションに対して）UUI を含めることができる。

サービス 1 は呼の終了時に自動的に非活性化される。

3.2.1.2 サービス 2

UUI 転送がいずれかの方向で必要な場合、発信ユーザが呼の発信時にサービス 2 を要求する。

サービス 2 では明白に要求を行う。サービス対象ユーザには明白な要求に対する明白な応答（受理または拒否）を通知する。

サービス 2 の場合、網は UUS サービスに対する要求を確認する。網ではサービスの有効性に対して、この確認をエンド・エンドチェックに先だって行う。網はリモートユーザの UUS サービスの有効性に対して問い合わせを行う。リモートユーザから応答がない場合、網は UUS サービスに対する要求の拒否として受け取る。要求されたサービスの活性化が成功したか否かを、網はサービス対象ユーザに明白に表示する。

サービス 2 は着信ユーザが当該呼に関する通知を完了した時点で自動的に非活性化される。

3.2.1.3 サービス 3

発信ユーザは呼の発信時またはコネクションの確立後にサービス 3 の活性化を要求できる。サービス提供者オプションとして、コネクションの確立後に着信ユーザがサービス 3 の活性化を要求できる。発信ユーザでは UUS サービスを活性化するために着信ユーザからの UUS サービスに対するこの要求を受理する。

注) 呼の発信時に選択された網のコネクションによって、呼の発信中または呼の設定時にサービス 3 に対する要求は受理されないことがある。

サービス 3 では明白に要求を行う。サービス対象ユーザには明白な要求に対する明白な応答（受理または拒否）を通知する。

サービス 3 の場合、網は UUS サービスに対する要求を確認する。網ではサービス有効性に対して、この確認をエンド・エンドのチェックに先だって行う。網はリモートユーザの UUS サービスの有効性に対して問い合わせを行う。リモートユーザから応答がない場合、網は UUS サービスに対する要求の拒否として受け取る。サービスの活性化が成功したか否かを、網はサービス対象ユーザに明白に表示する。

サービス 3 は呼が終了した時点で自動的に非活性化される。

3.2.1.4 「UUS必須」要求

呼の発信時、そのサービス要求が当該呼に対して必須であるかどうかを発信ユーザが指定できる。すなわちUUIを転送できない場合、その呼を接続させるか否かを指定できる。ユーザが「UUS必須」要求を行った場合には、UUIをリモートユーザに転送できないと、その呼は接続されない。ユーザが「UUS希望」要求を行った場合、UUIを転送できなくても、その呼は接続される。サービス1を暗黙に要求またはコネクション確立中にサービス3を要求する場合、「UUS必須」とはみなされない。

3.2.2 シーケンスの起動と動作

ユーザが網にUUIを送信した時点でUUSサービスは起動される。

ユーザがUUIを送信した場合、網は送信ユーザへの送達確認を行わない。また、網は着信先であるUUI受信ユーザからの受理確認も期待しない。

サービス2およびサービス3においては、ユーザはUUIメッセージを送信する際に当該UUIメッセージに関連するUUIメッセージをさらに送信することを表示できる。この表示は受信ユーザに通知される。

ユーザは、UUIメッセージを送信する際にUUIメッセージに関連する特別なユーザプロトコルの使用を表示できる。この表示は受信ユーザに通知される。ユーザプロトコルの識別および使用に関しては、この標準の範囲外である。

3.2.2.1 サービス1

ユーザは呼の発信時にUUIを転送できる。サービス1が活性化されている場合、どちらかのユーザーは呼の受理、拒否または呼の終了時にUUIを転送することができる。

注) 発信ユーザは、呼の発信時にUUI転送を要求し、コネクションが確立する前に呼を終了することができる。

3.2.2.2 サービス2

サービス2活性化後コネクション確立までの間いつでも、ユーザは相手ユーザへ当該呼上で各方向毎に2UUIメッセージまで転送できる。

3.2.2.3 サービス3

サービス3活性化後、コネクション確立後であればユーザは相手ユーザへ当該呼上でUUIを転送できる。

コネクション確立後、各方向に送信されるUUI量を制限するために網フロー制御機構が存在する。N個のメッセージを連続送信する能力は、Nが初期値バーストパラメータXに等しければただちに各ユーザに利用可能である。Nの値はユーザが送信するメッセージ毎に1減少し、一定周期T (T=10秒) 毎にY増加する。Nの値は最大Xに制限される。

バーストパラメータXの値は16である。

補充パラメータYの値は8である。

網フロー制御は送信ユーザの網においてのみ実行される。受信ユーザの網は送信ユーザの網から受信したUUIメッセージのフロー制御を実行しない。

網が設定したフロー制御制限を越えたUUIメッセージを受信した場合、網は処理できないメッセージを廃棄し、最初の廃棄UUIメッセージに対し制御表示とともに応答する。

フロー制御制限が取り除かれ、UUIメッセージがその制限のために廃棄されていた場合、以降UUIメッセージが受信できる旨の表示がユーザに通知される。何の表示も通知されない場合もある。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性／非活性／登録

サービス提供者がサービス1活性化の暗黙の要求を受理できない場合は、ユーザには何の通知も提供されない。

その他の全てのケースでは、サービス提供者がUUSサービス活性化の要求を受理できない場合は、サービス提供者は要求を拒否する。さらにサービス提供者は、サービス1、サービス2および／またはサービス3が拒否されたことを表示する。その拒否理由として以下のものがある。

- 1)特定のUUSサービスに加入していない。
- 2)リモートユーザがISDNユーザでない。
- 3)送受信ユーザ間に必要な信号接続性能が存在しない。
- 4)着信ユーザ間でUUSサービスの活性化を禁止する状態にある（例えば、閉域接続サービス）
- 5)網輻輳

注) 呼の発信時にUUIが上記2)または4)の理由で転送できない場合、網が呼の発信に対する応答を受信するまで通知は行われない。なぜなら、網はUUIを転送できるか否か事前にはわからない。

3.3.2 シーケンスの起動と動作

ユーザは到達するUUIを解釈できないことがある。このような状況ではそのユーザは通常の呼接続を切断せずに、この情報を廃棄する。網では送信ユーザにこの状態を示す表示を提供しない。

注1) 呼の終了時またはその近傍で送信されたUUIは、着信先に届かない場合がある。例えば、着信ユーザがUUIの到着に先立って切断手順を始めた場合である。

網輻輳や異常な状況またはユーザ発信情報が一定量に到達した場合には、網はサービス2およびサービス3のUUIを廃棄することがある。

注2) UUI転送確認を望むユーザは、ユーザ間のエンド・エンドプロトコルを利用しなければならない（すなわち、他のUUIによる受理確認である）。

UUI長を越えた場合、網は切り捨てを行わずUUIを廃棄する。サービス提供者のオプションとして廃棄した旨を通知する。

3.4 代替手順

3.4.1 サービスの活性／非活性／登録

規定されない。

3.4.2 シーケンスの起動と動作

規定されない。

4. 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5. 相互接続での要求条件

UUIは両方のユーザがISDN加入者であるとき、または非ISDN網がUUIの転送手段を提供す

るときのみ伝達される。

サービス対象ユーザの網とリモートユーザの網／相互接続した網の両方には、提供されたサービスに対するUUSサービス要求のみが転送される。あるサービスに対するUUSサービス要求が転送できない旨を受信した場合には、そのUUSサービス要求は拒否される。サービス1について、最大長32オクテットを提供している網が32オクテットを超える長さのUUIを受信した場合には、受信した網はそのUUIを廃棄する。送信ユーザには何の通知も与えられない。

相互接続の呼に対するXとYの値(3.2.2.3 参照)は、 $X=16$ 、 $Y=8$ である。

UUSサービスは私設ISDNに提供することができる。公衆ISDNに接続されたユーザと私設ISDNに接続されたユーザ間の呼上でUUSサービスが活性化されている場合、いったんUUIが私設ISDNに伝達されると、公衆網はそのタスクが終了したものとみなす。

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 課金情報通知

6.1.1 呼設定時の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.1.2 通信中の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.1.3 呼終了時の課金情報通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.2 保留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.3 コールトランスファ

6.3.1 イクスプリシット・コールトランスファ

イクスプリシット・コールトランスファにより起動した時、前のレグで活性化されていたUUSは網によってキャンセルされる。

注) UUSサービスが利用できなくなった時、呼の転送後のユーザには通知されない。必要ならば、転送後のユーザがサービス3を再要求しなければならない。

6.3.2 ノーマル・コールトランスファ

ノーマル・コールトランスファにより転送完了した時、前のレグで活性化されていたUUSはすべて網によってキャンセルされる。

注) UUSサービスが利用できなくなった時、呼の転送後のユーザには通知されない。必要ならば、転送後のユーザがサービス3を再要求しなければならない。

6.4 コールウェイティング

呼要求に含まれるUUI(サービス1の場合)は、コールウェイティング表示と共に着信ユーザへ伝達される。

呼び出しフェーズ中に発信ユーザから着信ユーザに送信するUUI(サービス2の場合)は、着信側がポイント・ポイント構成の場合に送信することができる。

UUSサービスのサービス3との相互作用はない。

6.5 閉域接続

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.6 再呼出し

6.6.1 無応答時再呼出し（未標準）

発信呼にてユーザAが提供したUUSサービスに関連したどの情報も網は蓄積しない。

ユーザAは無応答時再呼出し（CCNR）呼び返しの受理時に必要である場合には、UUSサービスの活性化を要求してUUI情報を提供できる。

CCNRの再呼出し後の呼がUUSサービスに関連した情報を含んでいる場合、これはUUSサービスの通常動作として処理される。

6.6.2 話中時再呼出し（未標準）

発信呼にてユーザAが提供したUUSサービスに関連したどの情報も網は蓄積しない。

ユーザAは話中時再呼出し（CCBS）呼び返しの受理時に必要である場合には、UUSサービスの活性化を要求してUUI情報を提供できる。

CCBSの再呼出し後の呼がUUSサービスに関連した情報を含んでいる場合、これはUUSサービスの通常動作として処理される。

6.7 会議

6.7.1 会議通話

会議通話にはサービス3のみが利用できる。

注1）ただし、新たに加わる会議参加者への呼設定時には、サービス1および／またはサービス2が利用できることもある。

以下の説明では、UUSサービスとはサービス3のみを指す。

会議主導者または会議参加者は、会議参加者間でUUSサービスを活性化させることができない。

会議に会議参加者が追加され、かつUUSサービスが会議主導者と会議参加者間の通信に対して活性化されていた場合、会議主導者と会議参加者間の通信に対してはUUSサービスが活性化されたままとなる。

UUSサービスが会議主導者と会議参加者間で活性化されていた場合、当該ユーザとプライベート通信を設定する時には、そのプライベート通信に対してはUUSサービスが活性化されたままとなる。

注2）一度プライベート通信が設定された場合、これは独立した呼とみなされUUSサービスに対しては通常手順を適用する。

UUIは会議主導者より会議参加者へ個別、または全会議参加者へ一斉に送信される。会議主導者はどの参加者からもUUIを受信できる。網は会議主導者へUUIを送信している会議参加者を識別する。

2ユーザ間で転送されるUUIの量に関して同じ制限が、会議主導者と会議参加者間の通信に適用される。

会議参加者はUUIを会議主導者へ送信または会議主導者から受信できる。UUIは会議に関係している会議参加者間では転送できない。

6.7.2 三者通話

三者通話中、三者通話のサービス対象ユーザは三者通話の各リモートユーザへ個別にUUIを送信でき、三者通話の各リモートユーザから個別にUUIを受信できる。三者通話のリモートユーザ間ではUUIを転送できない。

6.8 着信転送

付属資料A参照

6.8.1 呼毎着信転送

呼出し前呼毎着信転送：ビジー時着信転送を参照（呼はユーザが決定したユーザビジー状態の時と同様に扱われる）。

呼出し信号送信後の呼毎着信転送：無応答時着信転送を参照。

6.8.2 ビジー時着信転送

無条件着信転送とUUSの相互作用を参照。ただし、ユーザが決定したユーザビジー状態の場合には、すべてUUIおよび/またはUUS要求は転送元ユーザへ呼が接続した時点で転送される。

6.8.3 無応答時着信転送

無応答時着信転送を活性化したユーザの発信呼：

無応答時着信転送は転送元ユーザの発信能力に影響を与えないので、無応答時着信転送を活性化したユーザでも通信中呼あるいは呼設定と同時にUUIを送信することができる。

無応答時着信転送を活性化したユーザへの着信呼：

UUSサービス1：UUSサービスを明白に要求し、転送元ユーザがその要求を明白に拒否した場合、UUS要求およびUUI（もしあれば）は着信呼とともに転送されない。しかし、サービス要求が「UUI必須」として表示され、転送元または転送先ユーザのいずれかが明白に要求を拒否した場合には呼は拒否される。その他の場合はすべてUUS要求および/またはUUIは呼とともに転送または伝達される。

UUSサービス2：UUSサービスが「UUI希望」として要求されていれば、呼はUUS要求なしで転送される。UUSサービスが「UUI必須」として要求されていれば、無応答時着信転送は無視される（すなわち、着信呼は無応答時着信転送が非活性の場合と同様に扱われる）。

UUSサービス3：呼設定時のUUSサービス3に対するいかなる要求も着信呼とともに転送される。
注) サービス提供者オプションとして、UUIおよび/またはUUS要求の転送は対応するUUSサービスに加入している転送元ユーザのみに制限することができる。

転送後：

UUSサービス3は通信中フェーズの期間、要求できる。

6.8.4 無条件着信転送

無条件着信転送を活性化したユーザの発信呼：

無条件着信転送は転送元ユーザの発信能力に影響を与えないので、無条件着信転送を活性化したユーザでも通信中呼あるいは呼設定と同時にUUIを送信することができる。

無条件着信転送を活性化したユーザへの着信呼：

呼設定要求に伴ういかなるUUIまたはUUS要求も呼とともに転送される。

注) サービス提供者オプションとして、UUIおよび/またはUUS要求の転送は対応するUUSサービスに加入している転送元ユーザのみに制限することができる。

転送後：

UUSサービス3は通信中フェーズの期間、要求できる。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.10 通信中ベアラ切替え

サービス3（呼の確立中のUUS）のみ適用される。通信中にのみベアラ切替えが発生するので、サービス1およびサービス2は適用されない。

6.11 ISDNフリーフォン（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.12 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.13 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.14 優先割り込み

接続が割り込まれた時、サービス提供者は割り込まれた接続に関するUUIを新しい接続先のユーザに決して転送してはならない。

6.15 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.16 名前通知

6.16.1 発信者名前通知（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.16.2 発信者名前制限通知（未標準）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.17 番号通知

6.17.1 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.17.2 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.17.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.17.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.18 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.19 着信課金

ケース a：着信課金が受け入れられた場合、UUI は着信ユーザに課金される。

着信課金要求が拒否された場合には、課金はUUS サービスに従って行われる。

ケース b：着信課金が受け入れられる以前には、UUI は通常の課金原則に基づいて課金される。着信課金が受け入れられると、UUI は着信ユーザに課金される。

ケース c：UUI は着信ユーザに課金される。

ケース d：UUI は着信ユーザに課金される。

6.20 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.21 私設番号計画サポート

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさずに両立する。

6.22 端末移動

両立しない。呼が一時中断している間は、UUI は当該 2 ユーザ間で転送できない。

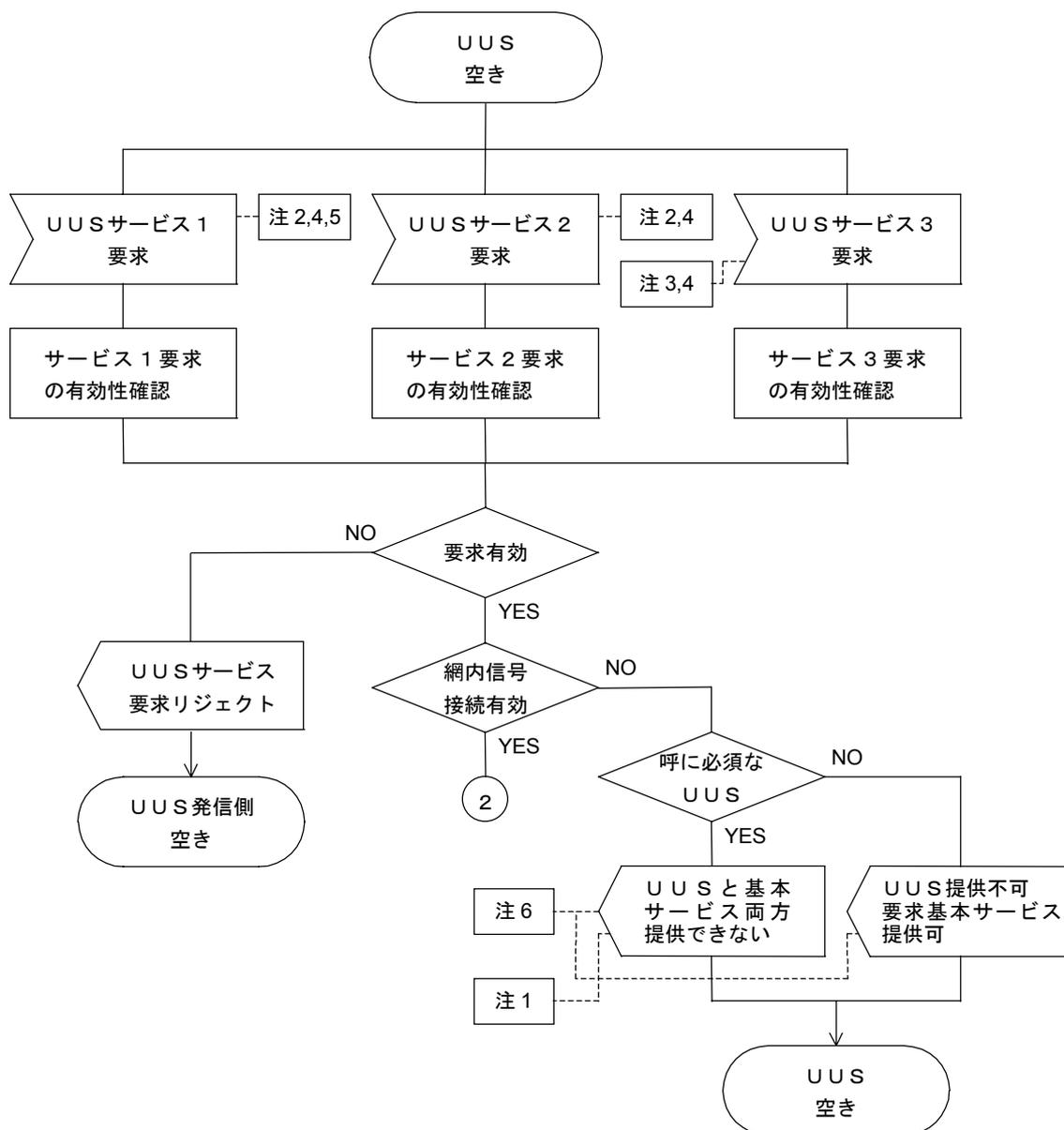
注) 呼が一時中断している間は、網はどのUUI も蓄積しない。

6.23 ユーザ・ユーザ情報転送

規定されない。

7. 動的記述

本サービスの動的記述を図 7-1 / JT-I 257 [I] に示す。



注1：呼は解放される。

注2：このサービスは呼設定時に発信ユーザにより要求されなければならない。

注3：このサービスは呼設定時か通信中フェーズの間に発信ユーザにより、また通信中フェーズの間に着信ユーザにより要求することができる。

注4：呼設定時に、要求するUUSサービスが呼に対して必要であるか、ないかをユーザが指定することはオプションである。

注5：サービス1は明白または暗黙に要求する。

注6：拒否に対する理由は3.3を参照。

図7-1 / JT-I 257 [I] UUSの動的記述 (1/3)

(ITU-T I.257.1)

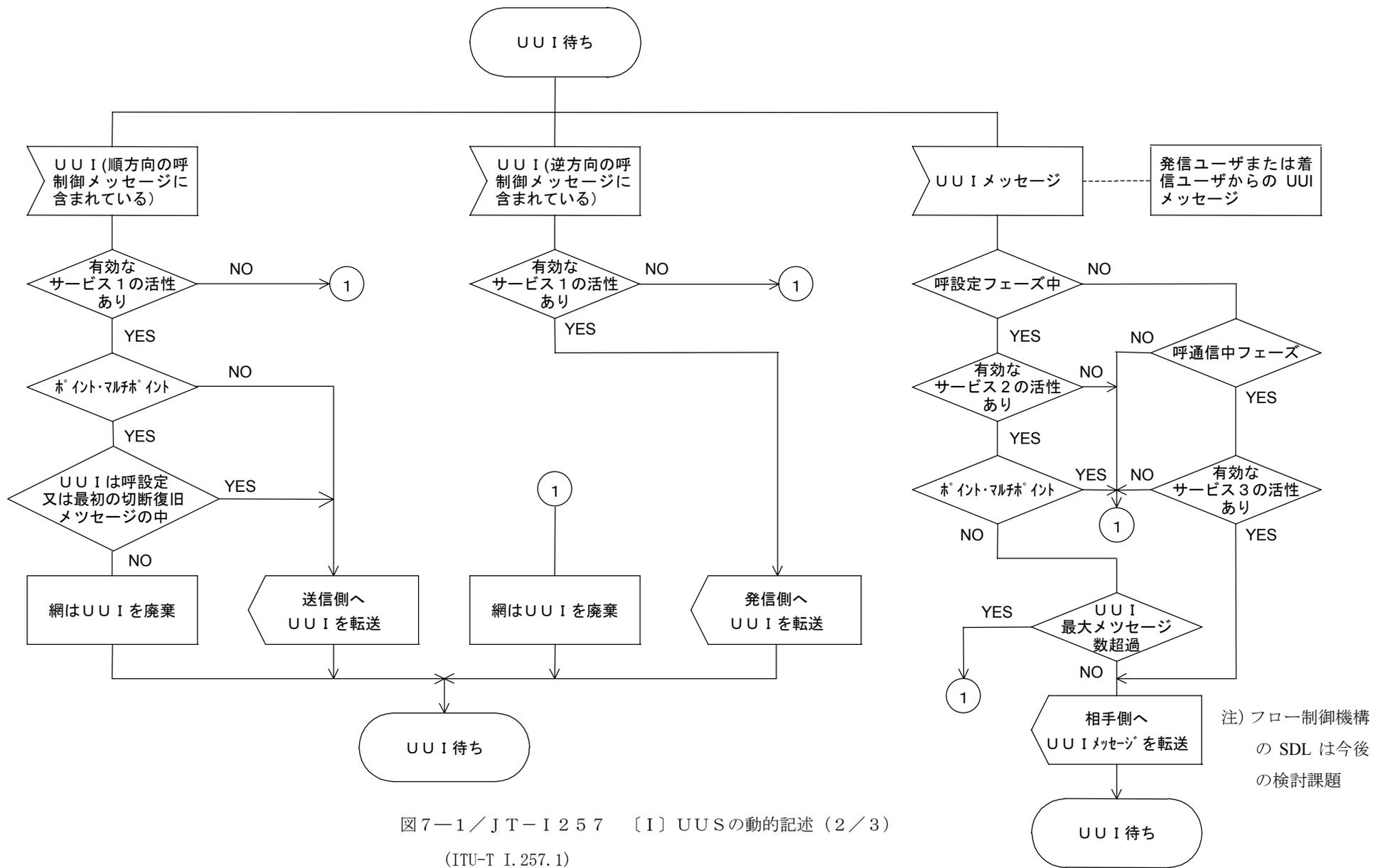
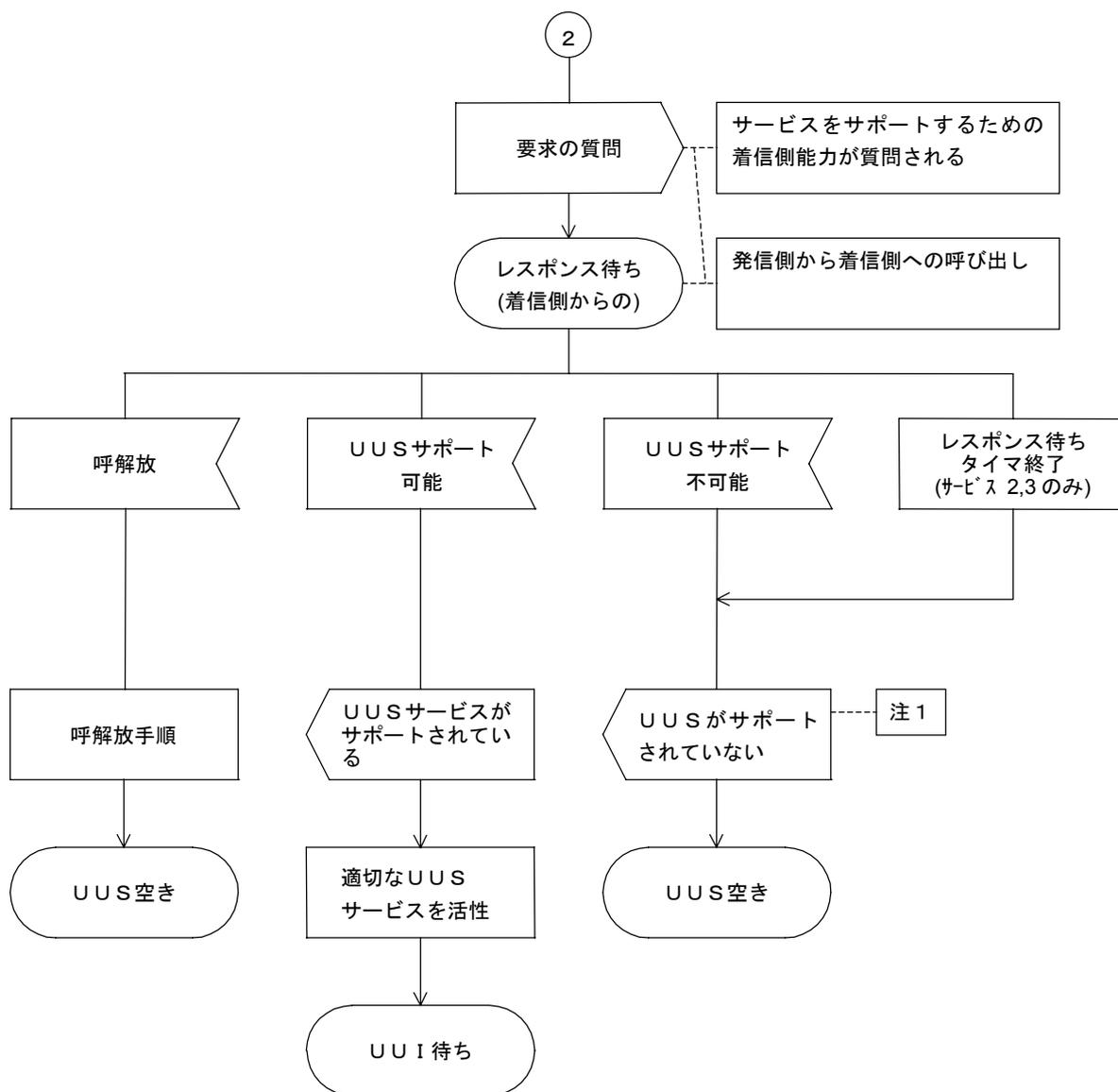


図7-1 / JT-I 257 [I] UUSの動的記述 (2/3)
(ITU-T I. 257.1)



(注1) 拒否に対する理由は3. 3参照。

図7-1 / JT-I 257 [I] UUSの動的記述 (3/3)
(ITU-T I. 257.1)

付属資料A

UUSと着信転送サービス間の相互作用

付表A-1 / JT-I 257 [I]

(ITU-T I.257.1)

UUSとの相互作用：

- 無条件着信転送
- ビジー時着信転送
- 呼毎着信転送（呼出し前）

発信ユーザ		転送元ユーザ	
UUSサービス	要求の型	呼の転送	UUS要求および/またはUUIの転送
サービス1	暗黙の要求	可	可
サービス1	明白な要求・UUS希望	可	可
サービス1	明白な要求・UUS必須	可	可
サービス2	明白な要求・UUS希望	可	可
サービス2	明白な要求・UUS必須	可	可
サービス3	明白な要求・呼設定で要求のUUS希望	可	可
サービス3	明白な要求・呼設定で要求のUUS必須	可	可
サービス3	明白な要求・呼の確立中に要求	適用されない	可

注1) 無条件着信転送またはビジー時着信転送（網が決定したユーザビジー）の場合、UUS要求および/またはUUIは転送元ユーザに通知されない。ビジー時着信転送（ユーザが決定したユーザビジー）の場合、UUS要求および/またはUUIは転送元ユーザに通知される。

注2) 網オプションとして、UUS要求および/またはUUIの転送を対応するUUSサービスに加入している転送元ユーザにのみ限定することができる。

付表A-2/JT-I 257 [I]
(ITU-T I.257.1)

UUSとの相互作用：

- 無応答時着信転送
- 呼毎着信転送（呼出し後）

発 信 ユ ー ザ		転 送 元 ユ ー ザ		
UUS	要求の型	転送元ユーザへの UUS要求および/ またはUUIの通知	呼の転送	UUS要求および/ またはUUIの転送
サービス1	暗黙の要求	有り	可	可
サービス1	明白な要求・UUS 希望	有り（受 付）	可	可
		有り（無応答）	可	可
		有り（拒 否）	可	不可
サービス1	明白な要求・UUS 必須	有り（受 付）	可	可
		有り（無応答）	可	可
		有り（拒 否）	適用されない（拒否）	適用されない
サービス2	明白な要求・UUS 希望	有り	可	不可
サービス2	明白な要求・UUS 必須	有り（受 付）	不可（継続）	不可
		有り（拒 否）	適用されない（拒否）	適用されない
サービス3	明白な要求・呼設定 で要求のUUS希望	有り	可	可
サービス3	明白な要求・呼設定 で要求のUUS必須	有り	可	可
サービス3	明白な要求・呼の確 立中に要求	適用されない	適用されない	可

注) 網オプションとして、UUS要求および/またはUUIの転送を対応するUUSサービスに加入している転送元ユーザにのみ限定することができる。

用語一覧 (J T - I 2 5 7 [I])

[A]	
accept	受理する
acceptance	受理
at the end of a call	呼の終了時点に
[B]	
basic access	基本アクセス
[C]	
called user	着信ユーザ
calling user	発信ユーザ
connection of establishment	接続の確立
[E]	
explicit request	明白な要求
explicitly	明白に
[I]	
implicit request	暗黙の要求
implicitly	暗黙に
[O]	
originating of call	呼の発信
[P]	
point-to-point arrangement	ポイント・ポイント構成
point-to-multipoint arrangement	ポイント・マルチポイント構成
[R]	
reject	拒否する
rejection	拒否
remote user	リモートユーザ
[S]	
served user	サービス対象ユーザ
[T]	
terminate	終了する
termination of a call	呼の終了
[U]	
UUI-user to user information	UUI ユーザ・ユーザ情報
UUS required	UUS 必須
UUS not required	UUS 希望

第3版 執筆作成協力者
(JT-I257)

1996年1月30日

第二部門委員会

(順不同)

部門委員長	飯塚 久夫	日本電信電話 (株)	
副部門委員長	藤岡 雅宣	国際電信電話 (株)	
副部門委員長	丸山 優徳	(株) 日立製作所	
	清水 孝真	東京通信ネットワーク (株)	
	貝山 明	NTT 移動通信網 (株)	
	影井 良貴	エヌ・ティ・ティ・データ通信 (株)	
	勝川 保	住友電気工業 (株)	
	田中 公夫	ノーザンテレコムシステム (株)	
	稲見 任	富士通 (株)	
	北原 茂	(財) 電気通信端末機器審査協会	
	前川 英二	日本電信電話 (株)	(第一専門委員会 専門委員長)
	加藤 周平	沖電気工業 (株)	(第一専門委員会副専門委員長)
	部谷 文伸	三菱電機 (株)	(第一専門委員会副専門委員長)
	竹之内雅生	国際電信電話 (株)	(第二専門委員会 専門委員長)
	和泉 俊勝	日本電信電話 (株)	(第二専門委員会副専門委員長)
	関谷 邦彦	(株) 東芝	(第二専門委員会副専門委員長)
	朝倉 純二	日本電気 (株)	(第三専門委員会 専門委員長)
	杉山 秀紀	日本アイ・ビー・エム (株)	(第三専門委員会副専門委員長)
	伊東 豊	(株) 日立製作所	(第三専門委員会副専門委員長)
	三浦 章	日本電信電話 (株)	(第四専門委員会 専門委員長)
	森田 茂男	国際電信電話 (株)	(第四専門委員会副専門委員長)
	武正 淳	松下通信工業 (株)	(第四専門委員会副専門委員長)
	三宅 功	日本電信電話 (株)	(第五専門委員会 専門委員長)
	加藤 聰彦	国際電信電話 (株)	(第五専門委員会副専門委員長)
	川勝 正美	沖電気工業 (株)	(第五専門委員会副専門委員長)
	原 博之	日本電信電話 (株)	(B-I SDN 特別専門委員長)
	山崎 克之	国際電信電話 (株)	(B-I SDN 特別副専門委員長)

第四専門委員会委員

(JT-I257)

鈴木 豊	国際電信電話 (株)
阿部 弘	第二電電 (株)
中須 義樹	東京通信ネットワーク (株)
岡村 秀雄	日本テレコム (株)
佐野 修	日本電信電話 (株)
前田 孝浩	大阪メディアポート (株)
前田 高明	岩崎通信機 (株)
小柴 徹	沖電気工業 (株)
岩佐 菊麿	(株) 田村電機製作所
日高 功晴	(株) 東芝
香野 隆裕	東洋通信機 (株)
嶋 信夫	日本電気 (株)
石谷 陽一	(株) 日立製作所
豊田 雅幸	富士通 (株)
木下 裕介	三菱電機 (株)

(JT-I257)
(SWG3 検討グループ)

* 委員	日高 功晴	(株) 東芝
委員	香野 隆裕	東洋通信機 (株)
委員	嶋 信夫	日本電気 (株)
委員	石谷 陽一	(株) 日立製作所
委員	豊田 雅幸	富士通 (株)

事務局 大野 英雄 (第二技術部)

* 検討グループリーダー
** " サブリーダー